いじめ防止対策推進法にもとづく重大事態対応フロー図

熊本県立人吉高等学校定時制課程

段階	フロー及び留意点	関連条文
発生・判断	事案発生 自殺又は自殺企図 「基本調査」実施 重大事態と判断 発生報告 重大事態ではないと判断 判断報告	法第 28 条第 1 項 1 号 2 号
報告	調査報告 県教育委員会 発生報告 県知事 指導支援 県教育委員会 指導助言支援	法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 1 項
調査	調査機関の設置 調査実施・結果のとりまとめ 調査結果報告 県知事 保護者等 学　校 適宜、学校を通じて適切な情報提供を行う	法第 28 条第 1 項 法第 28 条第 2 項
再調査	再調査が必要と判断 再調査は必要ないと判断 再調査機関の設置 調査実施・結果のとりまとめ 調査結果報告 県議会 保護者等 県教育委員会・学校 重大事態への対処等に係る措置の実施	法第 30 条第 2 項 法第 30 条第 3 項 法第 30 条第 5 項 法第 31 条第 3 項